

○小坂町理容師法施行細則

平成20年3月3日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。)、理容師法施行条例(平成12年秋田県条例第55号)及び秋田県理容師法施行細則(昭和33年秋田県規則第25号。以下「県規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる法、施行規則又は県規則の規定により提出し、又は交付する同表の中欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

関係条項	書類名	様式
法第11条第1項	理容所開設届	様式第1号
法第11条第2項	理容所開設届出事項変更(廃止)届	様式第2号
法第11条の3第2項	理容所開設者地位承継届	様式第3号
施行規則第21条第2項	理容所開設者地位承継同意書	様式第4号
県規則第2条	確認済証	様式第5号

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

理容所開設届

年 月 日

小坂町長 様

開設者 住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により必要書類を添えて届け出ます。

理 容 所	名称	電話()			
	所在地				
構造及び設備の概要	面積	作業室 m ²	待合室 m ²	消毒所 m ²	
	天井の高さ	床面から m		理 容 い す	台
	主な理容器具				
従 業 者	氏名	生年月日	登録番号	管理理容師 受講修了番号	摘要
理 容 師					
その他の従事者					
管 理 理 容 師	住所	氏名			
開設予定年月日	年 月 日				

備考 摘要欄には、理容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性
疾病がある場合に、その旨を記入してください。

添付書類

- 1 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
- 2 構造及び設備の概要を明らかにした平面図(関係部分)
- 3 理容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 4 開設者が外国人のときは、外国人登録証明書

様式第2号(第2条関係)

理容所開設届出事項変更(廃止)届

年 月 日

小坂町長 様

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり理容所の開設届出事項を変更(廃止)したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理 容 所 の 名 称		
理 容 所 の 所 在 地		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 (廃 止) 年 月 日	年 月 日	
変 更 (廃 止) の 理 由		

備考 従業者に変更を生じた場合で、その変更に係る従業者が理容師の免許証を有するときは、免許の年月日、都道府県名、番号及び住所を記入し、また、管理理容師の受講修了証を有するときは、受講修了証の年月日、都道府県名及び番号を記入してください。

添付書類

理容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の治癒又は理容師の新たな使用に係る届出にあっては、その者の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

様式第3号(1)(第2条関係)

理容所開設者地位承継届

年 月 日

小坂町長 様

住 所
氏 名

年 月 日生
被相続人との続柄

次のとおり理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 理容所開設者地位承継同意書(相続人が2人以上いる場合に限ります。)

様式第3号(2)(第2条関係)

理容所開設者地位承継届

年 月 日

小坂町長 様

名称
事務所所在地
代表者氏名

次のとおり理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併又は分割の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

様式第4号(第2条関係)

理容所開設者地位承継同意書

年 月 日

小坂町長 様

相続人氏名 印

次のとおり理容所の開設者の地位を承継することに同意します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

備考 相続人氏名の部分は、開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印してください。

様式第5号(第2条関係)

(記号及び番号)

確 認 済 証



所在地

開設者

理容師法第11条の2の規定により、確認しました。

年 月 日

小坂町長

印

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(1)(第2条関係)

様式第3号(2)(第2条関係)

様式第4号(第2条関係)

様式第5号(第2条関係)